

第2号議案

会費滞納者に対する催告について (案)

本機関は、定款第54条第1項の規定に基づき、第398回理事会の議決により、2023年度会費について、4月11日付請求書にて全会員1,770者に会費請求を行った。

納入期限5月10日(1か月以内)までに支払いが確認できない一部の会員に対しては、複数回にわたる督促メール発信、また8月10日付書面による督促を行った。

重ねて実施した督促にもかかわらず、未だ支払い(過年度の会費を含む)がない会費滞納会員に対し、今般、書面による催告書を発出する。

催告書において、本催告書記載の納入期限までに支払いがない会員については、定款第57条第1項の規定により、当該会員の名称を公表することとなる旨を記載する。

なお、公表に当たっては、上記規定に基づき、別途理事会の議決を得る。

1. 催告を行う会員数

10者

ただし、理事会議決後、催告書発送までに支払いが確認できた会員は対象外とする。

2. 会費滞納金額

合計160,000円

[内 訳]

| | | |
|-----------|-----|----------|
| ・2021年度会費 | 1者 | 10,000円 |
| ・2022年度会費 | 5者 | 50,000円 |
| ・2023年度会費 | 10者 | 100,000円 |

3. スケジュール

発送予定日 2023年9月14日

納入期限 2023年9月 末日

(参考)

<定款第54条(会費)>

第1項 会員は、毎年度、会費の請求の通知を受けてから1か月以内に、会費を納入しなければならない。

<定款第57条(滞納者への対応)>

第1項 本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金、電源入札拠出金若しくは災害等扶助拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

以 上

【添付資料】

別紙：催告書

※別紙については情報管理規程第4条の規定に基づく秘密情報(外部秘)に該当するため、非公表とする。